

佐世保市民管弦楽団員規程

第1章 総 則

(規約からの委任)

第1条 本規程は、佐世保市民管弦楽団規約に基づき、佐世保市民管弦楽団員（以下「楽団員」という。）について定める。

第2章 資 格

(資格)

第2条 楽団員の資格を得るには、事務局長に入団申込書を提出し、受理されなければならない。

2 事務局長は、入団申し込みがなされた場合は、運営委員会の審査了解を得た後、入団申し込みを受理するものとする。

第3章 役 員

(楽団員の役員)

第3条 楽団員に次の役員を置く。

- (1) 練習指揮 若干名 楽団の練習指導を行う。
- (2) コンサートマスター 若干名 演奏上における団員の総代となる。
- (3) インスペクター 1名 楽団員の統制にあたりとともに練習をはじめ楽団員活動を総理する。
- (4) 企画委員 若干名 インスペクターを補佐し、楽団員活動の企画立案に参加する。
- (5) ライブラリー 弦楽器1名・管楽器1名 楽団の楽譜の維持管理にあたる。
- (6) パートリーダー 各パート1名 パート内の統制を図る。

2 前項に定める役員は、総会で承認を受けて選出される。

3 役員任期は、1年とし再認を妨げない。

4 任期中途に欠員が生じた場合は、後任を補うものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 役員は、任期終了後であっても、後任者が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

第4章 退 団 等

(退団)

第4条 楽団員で、退団届けを事務局長に提出し、受理されたものは退団とする。

- 2 事務局長は、運営委員会で退団の理由了解がなされたのち、これを受理しなければならない。

- 3 運営委員会は、楽団員としてその資格を全うできない理由があると認めた場合は、その者を退団させることができる。

(休団)

第5条 楽団員で練習に3か月以上参加できない場合は、事務局長に休団届けを提出し、休団することができる。

第5章 団 費 等

(団費等)

第6条 楽団員は、団費及び楽器購入積立金を毎月最初の練習日に事務局に納入しなければならない。

- 2 団費は、月額1,000円とする。但し、高校生以下の団員は500円とする。
- 3 楽器購入積立金は、月額500円とする。ただし、大学生以下の団員は免除する。
- 4 前条により休団中の者については、休団期間の団費及び楽器購入積立金は減免することができる。

第6章 補 則

(規程の改正)

第7条 本規程の改正は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(細則)

第8条 本規程の施行に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成3年4月4日から施行する。

この規程は、平成12年5月1日から施行する。

この規程は、令和元年5月28日から施行する。